

新十和田市史編さん基本方針

(令和6年3月14日策定)

I. 市史刊行の目的

十和田市は、全国的な知名度を誇る十和田湖・奥入瀬渓流や、碁盤の目状の美しい市街地、県内有数の農業地帯が広がっていることで知られており、平成17(2005)年1月1日に、十和田市と十和田湖町の合併により新「十和田市」がスタートし、現在、「～わたしたちが創る～希望と活力あふれる 十和田」を将来都市像としてまちづくりを進めています。

当市の履歴書である自治体史については、合併前に刊行された「十和田市史」「十和田村史」「十和田湖町史」がありますが、年月が経ち、社会状況の変化や新たな知見により内容の改訂が必要になっています。

一方、新「十和田市」誕生より20年が経過しようとしておりますが、新市としての自治体史は未整備の状況となっています。

こうしたことから、市民が新「十和田市」の歴史や文化に対する正しい理解と誇りを高め、今後の魅力あるまちづくりの基礎資料とするため、新たな市史編さん事業に取り組むものといたします。

合併前に刊行された自治体史

書名	発行	刊行年	備考
「十和田市史」 上下巻・資料編	(旧)十和田市	昭和51・53年 (1976・78年)	市制施行20周年事業
「十和田村史」 上下巻	十和田村	昭和30年 (1955年)	
「十和田湖町史」上中下巻	十和田湖町	平成16年 (2004年)	町制施行50周年事業

2. 市史の基本方針

1) 市民にわかりやすく、活用される市史を目指します。

(1) 専門用語等を平易な言葉で言い換えるとともに、図や写真を多くとりいれたわかりやすい市史を目指します。

(2) 市民共有の財産として、市民活動や生涯学習、学校教育などで広く利用されるような内容を目指します。

2) 十和田市の成り立ちがわかる市史を目指します。

(1) 先史から現代までの当地域の成り立ちがわかる市史を目指します。

(2) 旧市史、町史で触れられていない事項や新しい成果に加え、旧市史、町史刊行以降の歴史について重点を置きます。

(3) 市町村合併を踏まえ、新十和田市の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんします。

3) 信頼性のある資料に基づく記述をおこなうとともに、収集した資料の、保存・活用に努めます。

(1) 信頼性ある資料を基に記述し、正確な記述に努めます。

(2) 調査収集した資料は、適正に保存管理し、広く市民に公開するなど活用に努めます。

4) 市民の理解と協力を得ながら市史の編さんに努めます。

(1) 市の広報やホームページを通じて情報発信をおこなうほか、編さん事業における経過や成果を紹介することで、まちへの興味、関心を高めます。

(2) 資料収集や聞き取りなど、市民と関わりながら事業を進めます。

3. 市史の内容について

1) 市史の名称

「新十和田市史」とします。

2) 内容

(1) 十和田市の歴史の流れがわかる通史編をつくります。

(2) 市の歴史で特徴的な部分や通史を補足する別編、資料編をつくります。

3) 構成

・通史編4巻、別編2巻、資料編1巻とする。全7巻

(1) 通史編(4巻)

①「自然・先史・古代・中世」②「近世」③「近現代1」④「近現代2」

(2) 別編(2巻)

①「十和田湖」／②「地誌」

(3) 資料編(1巻)

4) 規格

・A4版カラーとします。

・通史編は各巻300頁程度を想定

・別編、資料編は各巻200～350頁程度を想定

5) 発行部数

・各編500部

6) 頒布方法

・公的機関等に配布する無償頒布と有償頒布とします。

・市史の頒布にあたっては、市民が手に取りやすいよう市の公の施設に配置するほか、市民が購入しやすい価格設定や方法となるように努めます。

4. 刊行計画について

・刊行計画は以下のとおりとし、全体で令和12年度末の刊行を目指します。

令和9年度末 「別編①十和田湖」

令和10年度末 「別編②地誌」「資料編」

令和11年度末 「通史編①自然・先史・古代・中世」「通史編②近世」

令和12年度末 「通史編③近現代1」「通史編④近現代2」

5. 編さん組織について

1) 市史編さん委員会

- ・市長、教育長、有識者等で構成し、編さんの方針、事業計画、刊行計画等を掌握します。

2) 市史編さん専門委員会

- ・有識者で構成し、市史編さん資料の調査及び研究方針、執筆方針、編集の調整にかかる事項を掌握します。また委員会の下に部会を設けます。

- ・部会は、資料の調査、研究、執筆、校正等を掌握する。なお部会は以下のとおりとします。

自然・先史・古代・中世部会

近世部会

近現代部会

十和田湖部会

地誌部会

資料部会

3) 市史編さん庁内委員会

- ・市職員で構成し、庁内における意見聴取、資料収集等を行ないます。

4) 事務局

- ・計画立案、進行管理、会議開催、連絡調整、資料調査・整理、編集、出版事務、情報発信等庶務全般の事項を掌握します。

6. 付帯事業について

1) 市民への普及をはかる為、広報での情報発信や講演会等 の事業を実施します。

2) 市史の典拠となる資料について保存し、市民に閲覧できるよう体制を整します。

3) 市史本文及び収集資料のデジタル化を推進します。